

## 豊中市住民異動届に係る開示請求処理要綱

### 1. 目的

この要綱は、住民異動届(以下「異動届」という。)に記載された個人情報について、豊中市個人情報保護条例(平成 17 年豊中市条例第 19 号。以下「条例」という。)第 18 条の規定による自己情報の開示請求及び条例第 12 条の規定による外部提供に関する処理基準を定めることを目的とする。

### 2. 開示請求等に関する処理基準

(1) 条例第 18 条の規定により異動届に係る自己情報の開示請求があった場合は、豊中市個人情報保護条例施行規則(平成 17 年豊中市規則第 57 号。以下「規則」という。)第 19 条第 2 項の自己情報開示請求書(以下「自己情報開示請求書」という。)の提出を求め、次のとおり処理するものとする。

ア 開示請求者と異動届に記載された届出人の氏名が同一の場合(代理人による届出の場合を含む。) 当該異動届を全部開示する。

イ 開示請求者と異動届に記載された届出人の氏名が異なる場合 届出人の氏名、住所、本籍、筆頭者、請求者と異なる世帯主名、請求者と異なる異動者欄(以下「第三者情報」という。)が記載されている部分を除いて当該異動届を開示する。

ウ 異動届が存在しなかった場合 規則第 20 条第 3 項第 3 号の自己情報不存在による不開示決定通知書(以下「不開示決定通知書」という。)により回答する。

(2) (1)にかかわらず、自己の基本的人権を侵害されたことを理由として、条例第 19 条の規定により請求書に係る自己情報の開示請求があった場合は、自己情報開示請求書及び規則第 15 条第 1 項の保有個人情報外部提供申請書(以下「保有個人情報外部提供申請書」という。)並びに基本的人権を侵害された内容の説明書及び資料の提出を求め、次のとおり処理するものとする。

ア 開示請求者と異動届に記載された届出人の氏名が同一の場合(代理人による届出の場合を含む。) 当該異動届を全部開示する。この場合において、保有個人情報外部提供申請書は、返却する。

イ 開示請求者と異動届に記載された届出人の氏名が異なる場合は、第三者情報が記載されている部分を除いて当該異動届を開示するとともに、基本的人権を侵害された疑いの有無及び開示請求者に当該第三者情報を外部提供することについて当該異動届に記載された届出人が同意するか否かの調査を行い、次のとおり処理する。

(ア) 基本的人権を侵害された疑いが認められなかったとき 第三者情報の外部提

供を行わない。

(イ) 基本的人権を侵害された疑いが認められた場合であって、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めるとき 第三者情報の外部提供を行う。

(ウ) (ア)又は(イ)にかかわらず、当該異動届に記載された届出人が外部提供に同意したとき 第三者情報の外部提供を行う。

ウ 異動届が存在しなかった場合 不開示決定通知書により回答する。この場合において、保有個人情報外部提供申請書は返却する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。